

第三者加害事案の手続について（被災職員用）

- ① 第三者加害事案は、事故の原因が相手方（加害者）にあるので、治療費等については、原則として相手方（加害者）から支払ってもらってください。（この方法を「賠償先行」といいます。）

（注意）被災職員に過失割合があり、被災職員に過失割合分の治療費の負担が生じている場合は、過失割合分の療養補償請求をすることが可能です。また、補償を受ける権利の時効にはご注意ください。（参考：『災害補償』令和4年1月冬号 Q & A）

※時効…補償を受ける権利は、これを行行使することができる時から2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）

- ② 自動車事故で損害総額が自賠責保険の限度額を超える場合や、相手方に賠償能力がないなど、相手方から速やかな支払がなされないと見込まれる場合には、当基金が補償を実施します。（この方法を「補償先行」といいます。）

補償先行を希望する場合は、相手方が署名押印した確約書を添付してください。これは、将来基金からの求償に応じることについての確約書であり、賠償責任を明確化し、その後の交渉を円滑に行うためのものです。（確約者は必ずしも加害者本人である必要はなく、加害者加入の保険会社でもかまいません。）

なお、加害者の所在が不明であるなど、やむを得ない事情で確約書が添付できない場合は、その理由を記載した「申立書」を添付してください。

- ③ 賠償先行、補償先行いずれの場合も、治癒したとき、示談が成立したとき、又は示談が成立していない場合は災害発生年月日以後6ヶ月毎に、「第三者加害行為現状報告書」を提出してください。

- ④ 相手方と示談を結ぼうとするときは、任命権者ごとの担当者を介して、必ず事前に当基金に相談してください。（相談なく示談してしまうと、当基金が相手方に対して求償できなくなることがあるので、十分注意してください。）

なお、示談にあたっては、示談書に以下の事項が明記されるようにしてください。

- ・ 過失割合（及びその根拠）
- ・ 損害の種類と賠償金額の内訳
- ・ 基金補償分の支払方法
- ・ 賠償金の支払方法及び支払期限
- ・ 後遺障害が発生した場合は、当該示談内容にかかわらず、別途協議すること

- ⑤ 上記のほか、事案の処理にあたって疑問点、問題点があれば、その都度、当基金にご相談ください。

Q & A

I 療養補償の免責について

Q

被災職員が自転車での通勤途上において、自動車と衝突し負傷した事案について、支部は通勤災害該当と認定し、賠償先行で処理することとしました。なお、相手方(第三者)に負傷はありません。

被災職員は、医療機関において治療を行い、災害発生の日から1年後に治癒しました。第三者が加入する任意保険会社は、被災職員の治療費については、総額が200万円であり過失割合(被災職員10:第三者90)に応じた180万円を損害賠償額としています。

本件について、過失割合分の治療費の負担が被災職員に生じているため、被災職員へ療養補償の請求をするよう伝えたところ、請求書及び添付書類が提出されました。添付書類を確認した際、保険会社は医療費の単価について1点あたり20円で算定し医療機関へ治療費全額を支払っていました(被災職員の過失分の治療費は慰謝料で調整済みであるとのこと)。本件の療養補償費はこの単価によって良いのでしょうか。

また、最終的に、被災職員へ支給する療養補償の額はいくらになるのでしょうか。

A

※このQ&Aは、「月間災害補償」平成11年5月号のQ&A II「療養補償に係る免責額の算定について」のリニューアル版です。平成11年5月号の当該Q&Aは廃止します。

地方公務員災害補償法第59条第2項の調整については、「地方公務員災害補償法第59条関係事務の取扱いについて」(昭和43年5月10日付地基捕第151号理事長通知。以下「151号通知」という。)記のⅢにより事務を行うこととなっています。療養補償について基金が免責される範囲は、151号通知記のⅠ4(1)の「被災職員の受けた傷病の治療のために費用を支出したことによる損害」(療養補償と同一の事由による損害)に係る請求し得る損害額の範囲内で、受給権者が第三者から損害賠償として受けた金額としています。「請求し得る損害額」は、同通知別紙ⅠのⅠにより「法に定める療養補償の基準と同一の基準による。」こととなります。

賠償先行事案の療養補償の支給事務に当たっては、以下の手順で行います。

- ① 賠償先行の事案で、被災職員に過失があり治療費が減額されているような場合、療養補償請求するよう伝える(補償を受ける権利の時効があるため、当該時効前に請求書を提出する必要があるので注意する)。
- ② 請求された療養補償の可否を検討する(療養の範囲の特定)。

- ③ 第三者から受けた医療費に係る損害賠償額を特定する(免責額の特定)。
- ④ 特定した療養の範囲から、免責額を差し引いて、被災職員に補償の支給決定を行う(不利益処分のため不支給理由を記載すること)。

本件について見ると、まず、療養補償の範囲を特定する必要があります。これは、レセプト等により、認定傷病名と因果関係のある治療か否か、基金への提出に必要な診断書であったかなどの観点(通常の療養補償の範囲と同じ考え方)によります。今回は、療養補償の対象範囲は、200万円(保険会社が評価した治療費総額と同額)であると仮定します。この際、本件の診療単価については、既に1点あたり20円で保険会社が医療機関へ支払い済みであるため、改めて医療費を算定しなおすことはしません。なお、補償先行で医療機関から被災職員・基金へ請求がされる(地方公務員災害補償制度により補償する場合)については、概ね健康保険(又は労災保険)と同等の単価であることが適当と考えます。

次に、免責額を確認すると、被災職員が第三者から受けた治療費に係る損害賠償額は180万円です。基金が請求し得る損害額を確認すると、療養補償と同一なので本件は200万円ですが、被災職員に過失割合が10%あるため、151号通知別紙Ⅱを参照します。本件は第三者に損害が生じていないので、同別紙Ⅱの1により、200万円に第三者の過失割合90%を乗ずると、180万円となります(損害賠償額と同一)。したがっ

て免責額は、請求し得る損害額＝被災職員が第三者から損害賠償として受けた金額のため、180万円となります。

最後に、療養補償の決定金額については、療養補償の対象範囲の額200万円から免責額180万円を差し引いた20万円を被災職員に支給することとなります。本件は、免責により療養補償を減額しており、不利益処分になりますので、別紙等に理由を記載して被災職員への決定通知を行ってください。

なお、被災職員へ支給した療養補償20万円については、被災職員は第三者から請求し得る損害額と同額の損害賠償額を受けていることから、基金は求償権を取得せず、求償不可額として取り扱うこととなります。

(訟務課第二係長 加藤真木子)